

「裁判員制度にみる法専門性と市民感情」

～感情は判断の主人か召使か～

山本 聡（神奈川工科大学 教職教育センター）

裁判員制度が開始して十年になる。この間、法専門家と市民の正義感覚の差は狭まったのだろうか。控訴審による裁判員判決の覆しが報道され、司法の民主化は形式だけではないかとの批判がある。いっぽうで、市民の判断は感情に流されやすく、公平・公正さを害する恐れがあるとも言われる。法専門家は、長年積み上げてきた事実認定の手法（刑事手続き法）や量刑ガイドラインは、過去における人権侵害の反省から生まれた刑事裁判の絶対的原則だと説明する。

しかし昨今、科学技術の国際的議論の場では「コンセンサス会議」が当たり前になっている。事務当局が専門家パネルと市民パネルの理解と議論を求めるのが一般的だ。ここでは、素人は科学技術の部外者ではなく潜在的当事者だからだ。

法分野においてはどうか。法専門家と市民の格差は狭まったかに見え、いまだ決定権は専門家にあるようだ。裁判官の説示をはじめ市民への一方的な法知識の注入のままである。「素人は口出しするな」という専門家支配の時代ではないのだが、裁判員の判断は一審のみでありかつ、多数決には専門裁判官が欠かせない。どこかに素人の判断は感情に左右されやすいというイメージが内在する。こうした「市民感情が誤審や冤罪を生む」という考え方はどこから生まれ、どのように確信化して行ったのか。むしろ、誤審や冤罪の温床は、専門家の「組織化された無責任」に内在しているのではないかという意見もある。

専門裁判官によるルーティン・ワークでは有罪率99.9%と言われる。こうした高い確立においては有罪を言い渡した方が合理的である。これに対し、裁判員候補者の辞退率（開始時53.1%⇒現在69.8%）は高まり、選任手続きへの参加率（開始時83.9%⇒現在61.9%）も低下し、多くの市民は人を裁く責任を回避しているいっぽうで、参加した裁判員による有罪率は99.2%に下がっている。わずか0.2%ではあるが、悪名高き日本の有罪率の低下の理由は何だろう。

開始当初危惧されていたような偏った判断を裁判員が行うどころか、むしろ、専門裁判官の司法慣習に拘泥されず、同胞を裁く一回性の判断は、専門裁判官のように人事評価も結果に対する利害関係もない。素人裁判員の不合理な感情や判断の意外性を排除するための説示が、裁判官自らの刑事法の原則の再認識となった（合理的な疑いを超える証明・謙抑主義）。

そもそも「人が人を裁くこと」は、真実の解明や権威による判断といった神聖なるものではなく、むしろ俗なるもの、感情に動かされるものだ。「合理的な疑い（推定無罪）」の起源は、神判に代わって人が裁くこと、処罰することへの恐れ（被告人の権利ではなく陪審員の躊躇）から生まれたという説（James Q. Whitman, *The Origins of Reasonable Doubt*, Yale University Press, 2008）がある。Guilty or not Guilty なのであって有罪・無罪ではないのはそのためだ。裁かれる側の人権保護ではなく、裁く側の恐れ、躊躇といった心理的不安が根にある。裁判員候補者の辞退率および選任手続き期日の欠席率の上昇は、同胞を裁くことへの忌避の表れである。裁判素人は法の部外者ではなく潜在的当事者なのだ。専門家の「組織化された無責任」を市民の眼で予防できうるのか、考えてみたい。